

議案第59号

五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について

五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 元年 9月 4日提出
五ヶ瀬町長 原田俊平
令和 年 月 日
五ヶ瀬町議会議長 甲斐政國

五ヶ瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号し、同条中第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。